# 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領

## 1 基本事項

(1)氏名·生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。また、 生年月日の欄に**令和6年 12 月 31 日現在における満年齢**を記入すること。

(2)性別

該当するものを〇で囲むこと。

(3)住所

現に居住している場所を記入すること。

(4)メールアドレス

メールアドレスを記入すること。 職場ではなく、個人メールアドレスを記入することで、次回の届出以降も、勤務先が変わっても届出やキャリア情報の内容を引き継ぐことが可能。

## 2 免許の種別、登録番号及び登録年月日等

- (1)記載を行う免許
  - ① 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許のうち所有している免許について、有無欄に「〇」を記入すること。保有していない免許については、記入の必要はない。
  - ② 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許のうち2以上の免許等を有する者は、その全てに係る事項について記入すること。

### (2)登録番号・登録年月日

- ① 厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者(旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。)については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
- ② 准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。
- ③ 上記において、再交付又は、書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注意すること。特に保健士籍、看護士籍又は准看護士籍への登録を受けた者が、再交付又は書換え交付によって登録番号が変更になった場合においても、登録年月日は、当初の保健士籍、看護士籍又は准看護士籍に登録された日であるので注意すること。

#### 3 主たる業務

- (1)「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合について、その主たる業務の一つについて記入すること。
- (2)複数の免許を有しない場合及び看護師免許と准看護師免許の2つを有する場合は、記入の必要はない。

### 4 業務に従事する場所

- (1)一般事項
  - ① 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるものの1つについて記入すること。
  - ② 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。
- (2)業務に従事する場所の説明
  - 1) 病院

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

② 診療所

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者

※「⑧事業所」に設置される診療所を除く

ア 有床 入院させるための施設を有する診療所に従事している者

イ 無床 入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③ 助産所

医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者。分娩取扱いの実績がない場合においても、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合には「分娩の取扱いあり」の項目に記入すること。

- ア 開設者 助産所の開設の届出を行った者
- ※「ウ 出張のみによる者」に該当する者を除く。
- イ 従事者 ア、ウに該当しない者
- ウ 出張のみによる者

出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者

④ 訪問看護ステーション

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所(ただし、病院又は診療所を除く)において従事している者

ア 管理者 訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

イ 従事者 ア以外の者

⑤ 介護保険施設等

次のアから才に掲げる施設・事業所において従事している者

ア 介護老人保健施設

介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

イ 介護医療院

介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者

ウ 指定介護老人福祉施設

介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している者

エ 居宅サービス事業所

介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(ただし、訪問看護事業を除く。)を行う事業所において業務に従事している者

才 居宅介護支援事業所

介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している 者

カ その他

ア〜オ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者

⑥ 社会福祉施設

社会福祉法に規定する社会福祉施設(施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む)において業務に従事している者。ただし、「①病院」から「⑤介護保険施設等」に該当する場合を除く。

ア 老人福祉施設

老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

イ 児童福祉施設

児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

ウ その他

ア、イ以外の社会福祉施設において業務に従事している者

- ⑦ 保健福祉事務所、都道府県又は市町
  - ア 保健福祉事務所

保健福祉事務所において業務に従事している者

イ 都道府県(アを除く)

都道府県の職員であって、保健福祉事務所以外の場所において業務に従事している者

ウ 市町

市町の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している者

### ⑧ 事業所

①から⑦及び⑨に該当しない事業所(会社、工場その他事業所(<u>これらの事業所等に設置される診療所を</u> <u>含む。</u>))において業務に従事している者(保健師であって衛生管理業務を併せ行っている者を含む。)

ア 事業所内診療所 事業所に設置されている診療所において業務に従事している者

イ その他(アを除く) ア以外の事業所において業務に従事している者

⑨ 看護師等学校養成所又は研究機関

文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護師学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者及び看護に関する専門知識を用いて研究機関において従事している者

- ① その他
  - ①から⑨に該当しない場所において業務に従事している者
- (3)所在地•名称
  - ① 所在地·電話番号

現に業務に従事している場所について、その所在地と電話番号を記入すること。

2 名称

現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

## (4)雇用形態

**正規雇用**とは、施設が直接雇い入れた者で、施設が定めた所定労働時間をすべて勤務する者であり、契約期間 が限定されていない者。

**非正規雇用**とは、パート、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称に関わらず、正規雇用及び派遣に該当しない者。

派遣(紹介予定派遣を含む)とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者(同条第4号に係る者を含む。)に該当する者とする。

#### (5)常勤換算

フルタイム労働者(1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者)と比較して、1週間の 所定労働時間が短い者は「短時間労働者」に記入すること。

また、( )は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1 に満たない場合は0.1 と記入すること。

短時間労働者の1週間当たりの労働時間

常勤換算= -

フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で

① 週2日8時間勤務の場合 <u>8時間 × 2日</u> = <u>0.4人</u> (アルバイト等) 40時間

② 週5日6時間勤務の場合 <u>6時間 × 5日</u> ≒ <u>0.8人</u> (育児短時間勤務等) 40時間

# (6)従事期間等

① 従事期間は、現在従事している場所においての連続した従事期間の年数により記入すること。 ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に 伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

連続の例 同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動

非連続の例 同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の 異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとし

て記入すること。

また、**訪問看護ステーションにおいての「管理者、従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入**すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

②「従事したことがある」とは、次のアからウにより判断すること。

なお、同一の就業場所の労働者のうち、短時間労働者であっても、アからウに該当する限り、「従事したことがある」にあたるものである。

- ア 期間の定めがなく雇われていた場合
- イ 1カ月を超える期間を定めて雇われていた場合
- ウ 日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われていた者が2か月以上かつ各月18日以上雇われた場合
- ③ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、 2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)に記入すること。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護師等として従事せず、看護師等以外の業務に従事していた者や看護師等として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

- ④「イ 再就業」とは、現在の就業場所に、従事する前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として 従事していない場合(ただし、「ア 新規」を除く)に記入すること。
- ⑤ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入すること。
- ⑥「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合に記入すること。

### 5 看護師の特定行為研修の修了状況

- (1) 特定行為研修の修了の有無
  - ① 令和6年12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関(以下「指定研修機関」という。)から 「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「1. 有」を〇で囲むこと。
  - ② 令和6年12月31日現在、特定行為研修受講中の場合は、「2. 受講中」を〇で囲むこと。
  - ③ 令和6年12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合(指定研修機関において受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。)は「3. 無」をOで囲むこと。
- (2) 指定研修機関番号又は指定研修機関名
  - ① 指定医療機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。
  - ② 特定行為研修受講中の場合は、指定医療機関名を記入すること。
  - ③ 「特定行為研修の修了の有無」の欄において「2.無」を○で囲んでいる場合は記入の必要なし。
- (3) 研修修了又は研修受講中の特定行為区分
  - ① 特定行為研修修了者は、指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分横の「ア 修了」を〇で囲むこと。
  - ② 特定行為研修受講中の者は、受講中の特定行為区分横の「イ 受講中」を〇で囲むこと。
  - ③ 特定行為研修を受講していない者は、記入する必要はない。
- (4) 研修修了又は受講中のパッケージ研修
  - ① 指定医療機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域横の「ア 修了」を〇で囲むこと。単に、領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているだけではなく、「特定行為研修修了証」に記載されている領域について〇で囲むこと。
  - ② 領域別パッケージ研修受講中の者は、受講中の領域別パッケージ研修の領域横の「イ 受講中」を〇で

囲むこと。

- ③ 領域別パッケージ研修を受講していない者は、記入する必要はない。
- ④ 領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了又は受講中の特定行為区分」の 欄においても〇で囲むこと。

#### 6 その他

(1) <u>業務従事者届出の届出義務については、実際に看護師等の業務に従事している場合に生じるものであり、看護</u>師等の免許を有することのみで判断されるものでないこと。

したがって、看護師等学校養成所、研究機関又は行政機関に従事する者など、看護師等の専門的知識を用いて看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事している場合においては、届出義務は生じないが、当該従事者の動向を把握することは、看護師等の確保対策上、重要であるので、**届出が行われた場合は、受理するもの**とする。

- (2)(1)の場合、従事期間等の記入に際しては、看護師等の専門的知識を用いて、看護師等の業務に密接な関連を有する業務に従事した期間を業務に従事していた期間とみなして記入すること。
- (3)産休、育休、退職者について
  - ① 産休や育休中の者及び長期研修中の者も届出をすること。
  - ② 産休や育休の代替要員等も保健師等の免許を有する者であれば届出をすること。
  - ③ 令和6年12月31日付けの退職者についても届出をすること。